

平成18年度
第51回

下田市芸術祭

参加者募集

広く文化芸術の向上と普及を図るため、第51回下田市芸術祭を開催いたします。
皆様の応募、参加をお待ちしております

応募資格
下田市内在住者、在勤者または稽古場に通っている人なら誰でも参加できます。ただし、展示部門については社会人に限ります。

会期
前期 11月3日(金)～5日(日)
後期 11月10日(金)～12日(日)

会場 市民文化会館・市立中央公民館(出品数の都合により変更になることがあります。)
出品の際の注意
出品は、1人2種目以内各1点とし、自作の作品に限ります。

(例) 絵画1点、写真1点
絵画作品については、額縁へ入れてください。
書道の作品については、額または仮巻き以上とします。
写真は、四つ切以上全紙までとし、額入れまたはパネル張りにしてください。
組み写真は原則として4枚以内とし、同一額に入れてください。

応募方法
教育委員会生涯学習課に用意してある所定の応募用紙で、応募してください。

ジャンル	締め切り	会 期	会 場
前 期	9月29日(金)	11月 2日(木) 12:00~13:00 搬入 13:00~17:00 準備 3日(金) 4日(土) 9:00~17:00 展示会 5日(日) 9:00~16:00 展示会 16:00~17:00 搬出	市民文化会館小ホール 市民文化会館大会議室 市民文化会館ロビー
		俳句大会	5日(日) 11:00~16:00 中央公民館
後 期	9月29日(金)	邦楽 (詩吟・箏曲・長唄・日舞・民舞・民謡 他)	9月25日(月) 5日(日) 12:00~18:00 市民文化会館大ホール
		美術 (書道・魚拓・剥き物) 手工芸 (押し花・海藻おしぼ) 華道・盆栽 洋楽(全般) 洋舞(全般) 芸能・演劇 将棋大会	11月 9日(木) 12:00~13:00 搬入 13:00~17:00 準備 10日(金) 11日(土) 9:00~17:00 展示会 12日(日) 9:00~16:00 展示会 16:00~17:00 搬出 12日(日) 10:00~18:00 市民文化会館大ホール 12日(日) 9:00~16:00 中央公民館

応募状況により、会期・会場を変更することがあります。
展示作品の搬出入～時間厳守！出品者が直接会場に来て、係員の指示により搬入、搬出作業をしてください。

(出品目録・プログラム作成の都合上締め切り日を厳守してください。)
応募作品については、保管等に万全を期していますが、万一、紛失、汚損等の事故が生じた場合、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

■参加部門会議に出席を

申込者(出品者、出演者)が発表部門別に集まって、当日までの運営、進行(会場割、出品目録、リハーサル、プログラム編成、出演時間等)について具体的な相談をします。

日時
9月25日(月) 午後7時～
邦楽邦舞部門会議のみ
10月7日(土) 午後7時～
その他すべての部門会議

場所
市立中央公民館2階(各部門指定会議室)

会議通知はだしません、必ず出席してください。

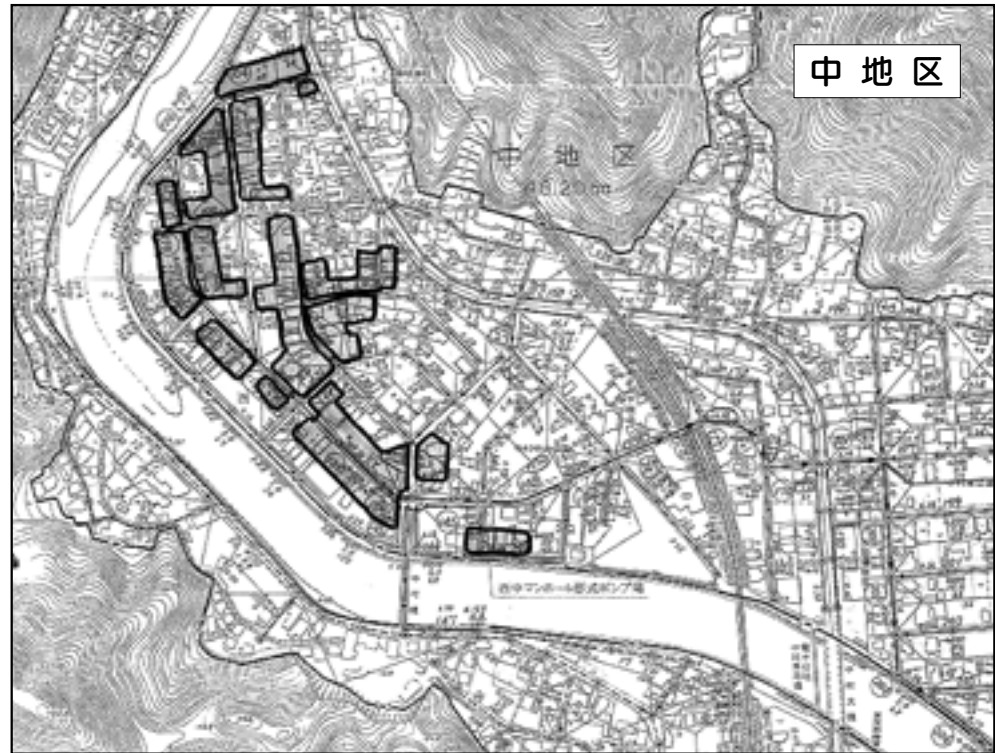
問合せ先
下田市芸術祭執行会
教育委員会生涯学習課

☎5055

下水道が使えるようになりました

下水道供用地区のお知らせ

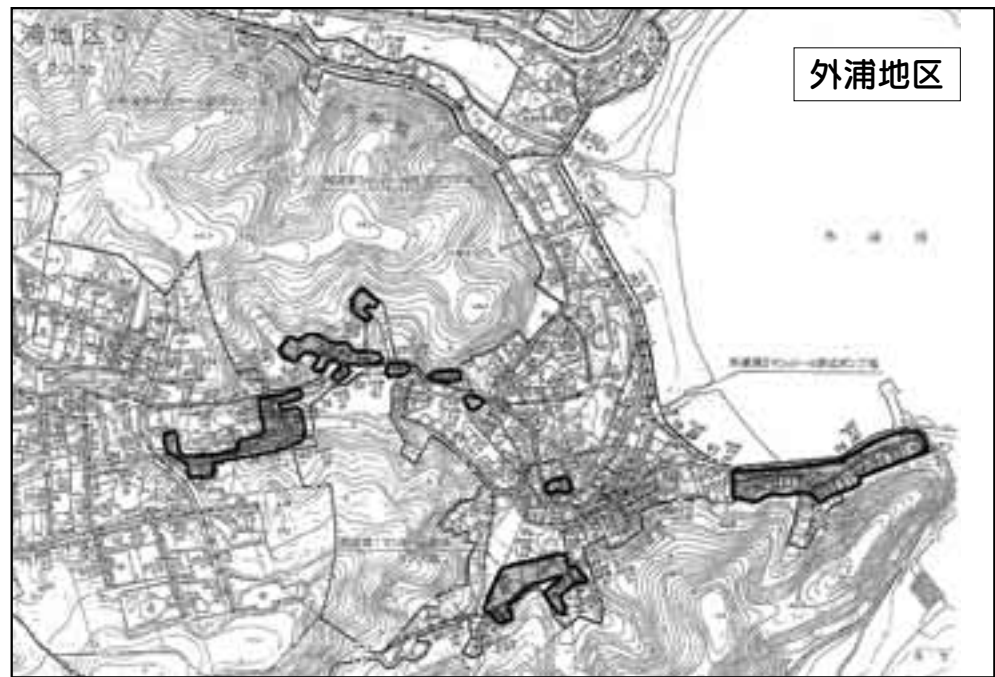
皆さんのご協力により、平成17年度に施工した公共下水道工事が無事完了し、図中の区域で3月31日から供用開始となっています。
豊かな自然環境をいつまでも後世に残すためにも、下水道への接続をお願いします。



下水道の現況
下田浄化センターは供用開始から15年目に入りました。現在では、認可を受けた299ヘクタールのうち、84%が整備され、2800世帯、6600人以上の人が利用しています。

工口堆肥を活用しましょう
下田浄化センターの下水処理で生じる汚泥は年間850トンにも上ります。下水道課ではリサイクルの一環として、これらの一部を専門業者に委託して肥料化し、工口堆肥として販売しています。
工口堆肥は、樹木や果物、

外浦地区



※この図面のもとになった地図は昭和58年製のため、現況と異なる場合があります。また、図示された範囲は目安であり正確な区域を示すものではありません。

下水道Q&A

Q・浄化槽のままではいけませんか？

A・浄化槽は汚水を処理して川や側溝等に排水しますが、設備の維持管理は各家庭が行うため、定期的に点検や清掃をしないときれいに処理されないまま排水され、悪臭や害虫の発生につながります。特に単独処理浄化槽は、し尿は処理できても台所や風呂からの雑排水は処理できず、そのまま排水してしまいます。

下水道に接続すれば汚水は直接下水道に排水されますので、悪臭や害虫のない清潔で快適な暮らしができ、浄化槽も不要になり、土地を有効利用できるようになります。浄化槽施設はあくまでも下水道に接続するまでの暫定的な措置であることご理解いただき、一日も早く下水道への接続をお願いします。

問合せ先

下水道課

☎0011